旅券番号　不明
住所　不明
名簿に記載された年月日　2012年１月６日
その他参考となるべき事項　2011年時点でタリバーンの幹部で、軍部と財務の責任者。2010年時点でタリバーン軍事評議会の指導者。2008年及び2009年に財務担当官として務め、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯でタリバーンの司令官に対して資金を提供した。
(2)　変更後
別名　(a)ジア・アガ（Zia Agha）　(b)ヌール・アフマド（Noor Ahmad）　(c)ヌール・アフメド（Noor Ahmed）　(d)ヌール・アフマド・アガ（Noor Ahmad Agha）　(e)シア・アガ・サイード（Sia Agha Sayeed）
生年月日　(a)1974年　(b)1979年６月25日
国籍　アフガニスタン
旅券番号　アフガニスタン外交旅券D0010409（2024年８月29日にアフガニスタンのカブールで発行、氏名の英字表記：Noor Ahmad Agha、2029年８月29日に失効）
住所　Kabul, Afghanistan
名簿に記載された年月日　2012年１月６日（2026年３月10日に改訂）
その他参考となるべき事項　2011年時点でタリバーンの幹部で、軍部と財務の責任者。2010年時点でタリバーン軍事評議会の指導者。2008年及び2009年に財務担当官として務め、アフガニスタンとパキスタンの国境地帯でタリバーンの司令官に対して資金を提供した。身長は180cm。同人に対するインターポール（国際刑事警察機構）・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク：https://www.interpol.int/en/How-we-work/Notices/View-UN-Notices-Individuals

○デジタル庁告示第五号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年三月三十一日　　内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度福井県勝山市１１５（こいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十二号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

一　令和八年度福井県勝山市１１５（こいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付支給等口座登録簿関係情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を含む。）の管理に関する事務

二　令和七年度京都府福知山市物価高騰対策定額給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による入所等の措置の実施に関する情報、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による入所等の措置の実施に関する情報及び老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）による福祉の措置の実施に関する情報をいう。）、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳及び知的障害者福祉法による更生援護に関する情報をいう。）、令和二年度特別定額給付金等（令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（令和二年法律第二十七号）第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等をいう。）の支給に関する情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報及び令和七年度京都府福知山市住民税非課税世帯等臨時特別給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度福知山市一般会計補正予算における、京都府福知山市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

附　則

この告示は、公布の日から適用する。

○デジタル庁総務省告示第二十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第百六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

事　務	情　報
一　令和八年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度勝山市一般会計当初予算における、福井県勝山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）の支給を実施するための基礎とする情報（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第三項第一号から第三号までに掲げる事項をいう。以下同じ。）の管理に関する事務	令和八年度福井県勝山市１１５（いいこ）みらい応援金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報